

「いじめ」を許さない！～スポーツ少年団指導者の皆様へ～

いじめ啓発資料

いじめの基本的認識

「いじめは子どもの健全な発達に重大な影響を及ぼす、深刻な問題である」

「いじめは人間として絶対に許されない行為である」

「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」

★ いじめが大きな社会問題となっています。いじめは、人の心と体を傷つけるだけでなく、不登校や命を奪うことにもつながりかねない深刻な問題です。いじめの解決は、いじめが発生したときだけではなく、普段から子ども、学校、家庭、地域のそれぞれが日常生活の中で継続して取り組んでいくことが大切です。

いじめ発見のポイント

★ いじめ防止のためには、早期発見・早期対応が重要です。スポーツ少年団の活動や地域社会においても、子どもたちの健やかな成長を願って、ぜひ御協力をお願いします。

いじめられている子どものサイン

【活動時の変化】

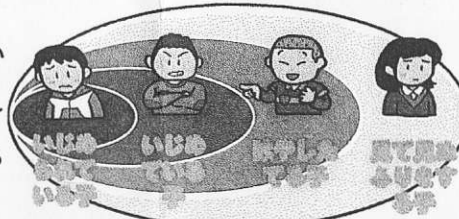
- 他の団員より早く来たり、遅く来たりする
- いつも一人で来るか、友だちと来ても表情が暗い
- 自分からあいさつしようと思わず、友達からあいさつや声かけもない
- 元気がなく、顔色がすぐれない
- 理由のない遅刻・欠席が増える
- 仲の良かったグループから外れ、一人ポツンとしている
- 指導者にべたべた寄ってきたり、触れるように話したりする
- 友達と過ごしているが、表情は暗く、おどおどした様子でついて行く
- 笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている
- いつも嫌な役をさせられている
- 道具等の後始末をいつもさせられている
- 周りの友達に異常なほどの気遣いをしている
- そばを避けて通る等の嫌がらせが見られる

【対人関係の変化】

- 友だちが遊びに来なくなる
- 外へ出て遊ぼうとしなくなる
- 学校のことを話したがない
- スポ少をやめたい、学校をやめたい、転校したいという
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない

【持ち物の変化】

- 持ち物がよく隠される、壊れる、なくなる
- 持ち物に落書きされる
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている
- 小遣い以上のお金を求めたり、家から勝手に金品を持ち出したりする



いじめている子どものサイン

- 友だちへの対応が命令口調になっている
- 買い与えていない物を持っている
- 与えた以上のお金を持っている

いじめの構造は、複雑です。解消するには、学校・家庭・地域社会が緊密な連携を図っていくことが重要です。父母の会などにおいても、いじめ問題根絶の話し合い等を是非行ってください。

いじめの定義

■ 一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

いじめに関する相談窓口

■ いじめに気づいたら、まず、家庭・学校に連絡を！
一番の相談機関は子どもの通う学校です。「あれ、もしかしたら」と感じたら、家庭と連携の上、まず、学校に連絡してください。

その他の相談窓口等

- こどもの人権110番（山口地方法務局） 0120-007-110
- サイバー犯罪対策室（山口県警本部） 083-922-8983
- ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部） 0120-49-5150
- いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター） 083-987-1202
- ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター） 083-987-1240
- 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課） 083-933-4531
- ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）

soudan@center.ysn21.jp